

～立石駅北口地区再開発ニュース～

穏やかで過ごしやすい季節にもかかわらず、多くのことを自粛されお疲れもあるかとは思いますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

準備組合では感染拡大防止の対策を徹底したうえで、本組合設立に向けて活動してまいります。ご理解ご協力をお願いするとともに、ご自愛くださいますようお願い申し上げます。



【期間延長】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 準備組合事務局体制について

2020年5月4日付、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の期間延長を受け、先般ご案内の準備組合事務局体制の実施期間を以下の通り延長させていただくことといたしました。

① 期間【延長】： 令和2年4月13日(月)～ **5月31日(日)**

※今後の政府等の情報に応じて変更することがあります。

② 開所時間 : 平日 10時半～16時

③ 事務局員 : 原則、不燃公社の職員2名が常駐

※常駐事務局員以外についても連絡可能な体制となっております。
ご質問などございましたら事務局までご連絡ください。

当準備組合では政府や東京都の方針に従い、事務局員のオフピーク出勤やマスク着用、手洗い及び消毒の徹底、テレビ会議など感染拡大防止に最大限の配慮を行いながら活動しております。なお、緊急事態宣言が解除された後には、本組合設立とその後の権利変換に向けて皆様のご意向のご確認などを早々に再開させていただく所存です。ご理解の程よろしくお願いたします。

お問い合わせ先 : 立石駅北口地区市街地再開発準備組合 事務局
電話番号03-5672-1596
FAX 03-5672-1597
E-Mail tateishi-kita@ec7.technowave.ne.jp
※緊急時(飯野)080-9207-7092

3密(密集、密閉、密接)を回避し 準備組合活動を継続しています

4月7日の緊急事態宣言発令以降、準備組合では開所時間の短縮・常駐事務局員の一時的な削減を行うなど感染症拡大防止のため3密(密集、密閉、密接)を発生させないように対策したうえで準備組合活動を継続しています。

また、地権者の皆様からのご質問等については、これまで同様に電話・FAX・メール等でもお受けしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◆テレワークを活用しています

準備組合の理事会や関係者との各種協議、会議等については、テレビ会議等を活用し事業を推進しています。

オンラインでの個別面談も可能ですので、ご希望がございましたら、事務局までご連絡ください。



➤ 手洗い アルコール消毒の徹底



➤ 咳エチケット (マスク着用)の徹底



➤ 事務所内の 定期的な換気・除菌



【参考資料】

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地権者の方から給付金等に関するご質問をいただくことが増えております。参考資料として、新型コロナウイルス感染症関連の支援策(一部)に関する資料を同封させていただきます。「②東京都感染拡大防止協力金」の受付期間は、6/15までとなっておりますのでご注意ください。

- ① 特別定額給付金(問合せ:葛飾区コールセンター 03-5654-7131)
- ② 東京都感染拡大防止協力金(問合せ:東京都相談センター 03-5388-0567)
- ③ 持続化給付金(問合せ:経済産業省コールセンター 0120-115-570)

なお、これらの支援策の内容や手続きなどは変更されている場合もございますので、詳しくはそれぞれの申請先等へお問い合わせいただきますようお願いいたします。